

# 環境基本計画

- 環境から拓く 新たなゆたかさへの道 -

平成18年4月7日

## 第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

第二部では、第一部に示された環境政策の方向性に沿って、21世紀最初の四半世紀を視野に入れて、今後具体的に展開すべき環境政策について述べます。

第1章においては、重点的に取り組むべき10の分野について、それぞれに現状と課題、中長期的な目標、施策の基本的方向、重点的取組事項、さらには取組推進に向けた指標を示します。次に、第2章においては、環境問題の各分野、各分野の施策の基盤、国際的取組の各項目について、体系的に整理し、環境保全施策の全体像を示します。

政策の展開に当たっては、新たな政策手段の開発や既存の政策手段の改良、適用範囲の拡大などを行いながら、以下に示すような社会経済に環境配慮を織り込むための各種の仕組みをはじめ、環境投資、環境教育・環境学習、情報提供及び科学技術の振興など、あらゆる政策手段の適切な活用を図ります。その際、できるだけ環境保全の効果を高め、それに対して、社会全体として負担する費用ができるだけ少なくすることに努めます。また、政策のベスト・ミックス（最適な組合せ）の観点からそれらを適切に組み合わせることで政策パッケージを形成し、相乗的な効果を発揮させることに努めます。

（社会経済の環境配慮のための仕組み）

### ア 直接規制的手法

直接規制的手法は、社会全体として達成すべき一定の目標と最低限の遵守事項を示し、これを法令に基づく統制的手段を用いて達成しようとする手法です。生命や健康の維持のように社会全体として一定の水準を確保する必要がある場合などに効果が期待されます。

### イ 枠組規制的手法

枠組規制的手法は、目標を提示してその達成を義務づけ、あるいは一定の手順や手続きを踏むことを義務づけることなどによって規制の目的を達成しようとする手法です。規制を受ける者の創意工夫をいかながら、効果的に予防的あるいは先行的な措置を行う場合などに効果が期待されます。

### ウ 経済的手法

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法であり、持続可能な社会を構築していく上で効果が期待されます。

## **エ 自主的取組手法**

自主的取組は、事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施するという取組です。技術革新への誘因となり、関係者の環境意識の高揚や環境教育・環境学習にもつながるという利点があります。事業者の専門的知識や創意工夫をいかしながら複雑な環境問題に迅速かつ柔軟に対処するような場合などに効果が期待されます。

## **オ 情報的手法**

環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを、投資や購入等に際して選択できるように、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷などに関する情報の開示と提供を進める手法です。製品・サービスの提供者も含めた各主体の環境配慮を促進していく上で効果が期待されます。

## **カ 手続的手法**

手続的手法は、各主体の意思決定過程に、環境配慮のための判断を行う手続きと環境配慮に際しての判断基準を組み込んでいく手法です。各主体の行動への環境配慮を織り込んでいく上で効果が期待されます。